

年齢制限等、支給要件がございますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

板倉ニュータウン移住支援金に関すること 板倉町住宅取得支援事業に関すること 板倉ニュータウンの分譲に関すること 板倉町 産業振興課 誘致推進係 板倉町 都市建設課 計画管理係 板倉ニュータウン販売センター TEL 0276-70-4040
TEL 0276-82-6151
TEL 0120-70-4051

### 板倉ニュータウンへ移住するかたへの支援策

板倉ニュータウンへ移住するかたに

# 最大 100 万円を支給します



板倉町では、板倉ニュータウン内に土地を購入して、住宅を建築・移住するかたに対して、「板倉町住宅取得支援事業」と「板倉ニュータウン移住支援金」あわせて最大100万円を支給します。

詳細は板倉町ホームページをご覧ください。

板倉ニュータウン 移住支援



#### 板倉町住宅取得支援事業

板倉町に移住するため、新築住宅を建築・購入されたかた、中古住宅を購入されたかたへ、その費用の 一部を補助します。

最大

【お問い合わせ先・申請先】

板倉町役場 都市建設課 計画管理係 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1

万円

電話: 0276-82-6151

#### 板倉ニュータウン移住支援金

70 万円

次に掲げる要件のすべてに該当するかたが対象です。

- ① 板倉町住宅取得支援事業の補助金額の確定を受けていること。
- ② 令和2年10月1日以後に、板倉町朝日野1丁目、朝日野2丁目、朝日野3丁目、朝日野4丁目及び泉野1丁目地内の土地の売買契約を締結していること。
- ③ 取得した住宅が、上記②の土地に所在していること。
- ④ 土地の売買契約締結日において、次に掲げる事項のいずれかに該当していること。
  - ア 申請者の年齢が50歳未満であること。
  - イ 申請者の配偶者の年齢が50歳未満であること。
  - ウ 申請者が、同一世帯で中学生以下の子を養育していること。
- ⑤ 取得した住宅に、5年以上継続して定住すること

#### 申請期限(令和7年3月14日まで

【お問い合わせ先・申請先】

板倉町役場 産業振興課 誘致推進係 群馬県邑楽郡板倉町朝日野3丁目9番地 (板倉ニュータウン販売センター内)

電話: 0276-70-4040

分譲地の購入希望者をご紹介いただいたかたへ謝礼金を交付します。

#### 板倉ニュータウン宅地分譲に関わる個人紹介制度

対象 ・ 群馬県企業局が直接販売している板倉ニュータウン分譲地

・ご紹介から1年以内に購入(申込→ 契約→ 引渡しが完了)

謝礼金 町内居住のかたは 10万円 町外居住のかたは 5万円

【お問い合わせ先・申請先】 板倉町役場 産業振興課 誘致推進係

電話: 0276-70-4040

### 板倉町の充実した移住・子育で支援

## 町外から移住されるかたや子育で世代に 手厚い支援があります!

板倉町に移住するかたへ

#### 健宅取得 支援事業

板倉町内に住宅を購入し移住されたかたに

住宅取得価格の3%

最大 **30**万円

#### 板倉ニュータウン 移住支援金

板倉ニュータウン内に 土地を購入し移住されたかたに



**70**5円

#### 板倉町移館支援金

東京23区内から移住されたかた

東京23区内にお勤めで東京圏から移住されたかたに

単身世帯

60 万円

二人以上の世帯**100**万円

8歳未満の子ども一人につき+<mark>30</mark>万F



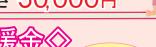
※支援金等の支給にはそれぞれに要件があります。

板倉町の充実した子育て支援

#### ◇不妊。不育症治療費助成◇

対象治療法の治療経費の一部を助成します。

## ◇予育で応援給付金◇ 子ども1人につき 50,000円



60 000 H

80,000円120,000円

※出生時と小学校入学時に分けて支給します。

### 



0歳児1人につき 最大 24,000円分

### ◇学校給食費無理◇

町立小中学校(自校式完全給食) 給食費 全額無料



#### ◇英語検定魁半額助成≪

町内在住の高校生以下の児童・生徒で ABC ABC 英検3級以上を受験されるかたが対象

◇奨学資金無利子貸与◇

経済的理由により進学困難なかたに

最大月額 50,000円×修業期間

※資格要件・審査があります。

## 

0歳児1人につき1台 購入価格の1/2 上限 10,000円

**◇高校结准当世代の医療費無料**◇

出生から

18歳になった日以後の最初の3月31日まで









#### 支給対象

- 通院医療費(保険診療分)の自己負担分
- 入院医療費(保険診療分)の自己負担分と食事療養標準負担額

町内在住で奨学金を返還しているかたに前年度に返還した奨学金の1/2





